

厚生常任委員会

平成30年12月11日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎平川 理恵	○濱 眞理子	小林 誠
中川 靖広	小村 尚己	木澤 正男
伴 議 長		

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
総 務 部 長	加藤 恵三	住 民 生 活 部 長	植村 俊彦
住 民 生 活 部 次 長	黒崎 益範	福 祉 子 ども 課 長	浦野 歩美
福 祉 子 ども 課 長 補 佐	西川美奈子	長 寿 福 祉 課 長	中原 潤
長 寿 福 祉 課 長 補 佐	田口 昌孝	同 課 長 補 佐	羽根田久枝
健 康 対 策 課 長	北 典子	同 課 長 補 佐	徳田 貴世
国 保 医 療 課 長	猪川 恭弘	国 保 医 療 課 長 補 佐	細川 友希
環 境 対 策 課 長	東浦 寿也	同 課 長 補 佐	峯川 敏明
住 民 課 長	関口 修	同 課 長 補 佐	小澤香代子

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
-------------	------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 濱委員、小林委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、厚生常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名いたします。

会議録署名委員に、濱委員、小林委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願います。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。

初めに、1. 付託議案、（1）議案第49号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 北健康対策課長。

健康対策
課長

それでは、（1）議案第49号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

初めに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

健康対策
課長

それでは、条例の改正内容につきましては、末尾にございます要旨によりまして、ご説明を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識

別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、個人番号を利用することができる事務として、一般不妊治療・不育治療に要する費用の助成に関する事務を追加するために改正を行うものでございます。

なお、当該事務における特定個人情報の利用につきましては、当該申請を行う方及びその配偶者に係る市町村民税に関する情報であり、町民の方の申請手続きの簡素化により利便性の向上を図るものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上で、議案第49号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明とさせていただきます。

委員皆様には、よろしくご審議を賜り、原案どおり可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 今これ、不妊治療と不育治療とされている方って何人ぐらいいらっしゃるんですか。

健康対策課長 平成29年度で、一般不妊治療につきましては28人、不育治療につきましては1人ということで、計29名の方の申請がございました。

木澤委員 条例改正によって個人番号が利用することができるということですが、利用しない形での申請もできるということで理解しておいてよろしいのでしょうか。

健康対策課長 もし、マイナンバーのカードを利用してということであれば、またこちらの方で手続きさせていただきますが、ご本人が住民票の手続等にされるということであれば、申請者の方にお問い合わせの形でいきたいと思っ

ております。

木澤委員　よくこういう改正すると、もうマイナンバーの方しかでけへんと勘違いされる方もいらっしゃるんで、その辺の制度の、どちらでもいけますよということもよく周知していただきたいと思いますので、お願いしておきます。

委員長　これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長　異議なしと認めます。よって、議案第49号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長　次に、(2) 議案第57号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 猪川国保医療課長。

国保医療課長　それでは、付託議案(2) 議案第57号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

国保医療課長　それでは、補正予算書の予算に関する説明書に基づき説明を申し上げます。

5ページをお開きいただけますでしょうか。歳入についてでございま

す。

まず、第2款 県支出金、第1項 保険給付費等交付金、第1目 保険給付費等交付金であります。国民健康保険事業の県単位化に伴いまして、療養給付費負担金等の申請方法等が変更となりますことから、報告システムの改修をする必要があります。それに伴います財源でございます特別調整交付金で27万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第4款 繰入金、第1項 他会計繰入金、第1目 一般会計繰入金であります。人事院勧告並びに人事異動等に伴います職員給与費繰入金で、253万8千円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、補正予算書の6ページをお開きください。歳出についてでございます。

まず、第1款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。人事院勧告及び人事異動等に伴います人件費について、総額で384万4千円の減額補正、また歳入で申し上げました報告システムの改修に伴います分担金として負担金補助交付金で27万円の増額補正、合計いたしまして357万4千円の減額補正をお願いするものであります。

次に、第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費であります。人事院勧告並びに人事異動等に伴います人件費について、130万6千円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りください。予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則 朗読)

国保医療
課長

以上で、議案第57号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りまして、なにとぞ原案どおり可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第57号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3) 議案第58号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。 中原長寿福祉課長。

長寿福祉 1. 付託議案(3) 議案第58号 平成30年度斑鳩町介護保険事業
課長 特別会計補正予算(第2号)につきまして、ご説明をさせていただきます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

(議案書朗読)

長寿福祉 今回の補正の主な内容につきましては、人事院勧告に伴う給与改定及び
課長 人事異動等による人件費の予算補正と、それに伴う一般会計からの繰入金
の予算補正に関するものであり、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、
歳入歳出それぞれ174万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ25億6,251万1千円とするものでございます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の7ページをお開きいただけ

ますでしょうか。

はじめに、歳入予算の補正についてであります。

第8款 繰入金 第1項 一般会計繰入金では、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費として、第2目 地域支援事業費繰入金（包括的支援事業・任意事業）で16万7千円の増額、第4目 その他一般会計繰入金で、157万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

8ページをご覧くださいませでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてでございます。

第1款 総務費では、歳入で申しあげましたとおり、人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費として、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費で157万9千円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、同様の理由により、第4款 地域支援事業費 第3項 包括的支援事業・任意事業費 第1目 包括的支援事業費で3千円の減額、第5目 介護予防ケアマネジメント事業費で9万2千円の増額、第8目 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費で7万8千円の増額をお願いするものでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則書を朗読いたします。

（ 予算総則書朗読 ）

長寿福祉
課長

以上、議案第58号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてのご説明とさせていただきます。

何卒、よろしくご審議をいただきまして、原案どおり可決いただきますようお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、当委員会として、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第58号については、当委員会として、満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査を議題といたします。

(1) 環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、理事者の報告を求めます。 東浦環境対策課長。

環境対策
課長

それでは、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、平成30年度前半のごみ排出量の状況についてご報告をさせていただきます。資料1をご覧くださいと思います。

こちらは、平成30年4月から10月までのごみ排出量の種類別・月別の比較を表しております。1ページ目の家庭系廃棄物であります、1段目の可燃ごみにつきましては、前年同時期の排出量と比較いたしまして減少しており、その他の不燃ごみ、粗大ごみ、有害・危険なごみにつきましては増加しておりますが、廃棄物の量といたしましては、前年同時期と比較いたしまして、約1%、量にいたしまして、約10t減少の1,784tの排出となっているところであります。

次に、2ページ、家庭系資源物の排出量であります。1段目のビン類・缶類につきましては17%の減少、2段目のペットボトルにつきましては10%の増加という状況であります。それ以外につきましては、前年同時期と比較し微増微減という状況であり、資源物の排出量といたしましては、前年同時期より4%、量にいたしまして約41tの減少とな

っているところであります。

また、家庭系全体といたしましては、前年同時期と比較いたしまして、約2%、量にいたしまして、約51t減少の2,844tの排出となっているところであります。

次に、3ページの事業系についてであります。今年度に入りましてから、大型チェーン店が増加したこともあり、可燃物が増加したことや本年7月の豪雨、大型台風の影響から枝葉・草類が増加したことから、事業系全体といたしましては、前年同時期に比べ10%、量にいたしまして、約105t増加の搬入量となっているところであります。

以上、家庭系・事業系を合わせました平成30年4月から10月までの総排出量は、前年同時期と比較いたしまして1%、量にいたしまして、約54t増加の3,989tとなっているところであります。

これを住民一人1日あたりのごみ排出量にいたしますと、平成30年10月末現在で、前年同時期より34g増加の756gとなっており、家庭から排出されるごみについては、減少傾向ではありますが、事業系のごみ排出量の増加が要因でもありますことから、事業系ごみの排出抑制について、今後も引き続き、減量に向け更なる取り組みを推進して参りたいと考えております。

次に、事業系一般廃棄物の収集運搬許可制度の整備についてであります。現在、斑鳩町内の事業者から排出される事業系一般廃棄物については、事業者が町の施設へ搬入していただくこととなっているところであります。大型チェーン店や町内事業者等から、収集運搬業者による搬入を考えてもらえないかなどといったご意見などもいただいており、県内自治体の状況なども見る中、事業系一般廃棄物の収集運搬許可制度を整備してまいりたいと考えております。このことについて、平成31年3月の定例会において、関係する条例の整備を進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、ごみ処理広域化に関する勉強会についてであります。

前回の委員会におきまして、ごみ広域化に関する勉強会の中間報告書を取り纏めており、纏まれば本委員会へその概要をご報告させていただ

くと申し上げておりましたが、5市町の合意形成がまだ遅れておりますことから、ご報告ができない状況でございます。合意形成がされ、報告書ができ次第、町長へ報告を行うとともに、委員の皆様にもご報告をさせていただきたいと考えております。

中間報告書の概要でございますが、勉強会開催の背景、5市町のごみ処理の現況、ごみ処理広域化の必要性、広域化した場合のコストシュミレーション、そして広域化に向けた課題について、一定の取り纏めとした報告書となる予定であります。

最後に、生ごみバイオガス化実証実験の結果報告書について、前回の本委員会で言っていたいておりますが、議会事務局の方へ1部お渡しをさせていただいておりますので、ご確認いただければと思います。

以上、継続審査であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することにつきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 ごみの排出量ですね、グラフにさせていただいて、分かりやすく説明もしていただきましたけども、ゼロ・ウェイスト宣言との関係でですね、可燃ごみについては特に生ごみのたい肥化ということでその点もあって今減っていつてますけども、不燃等については若干ですけど増えているということで、10年後に燃やさない、埋め立てないというふうにしているのを、現実に進めていこうと思うと、やっぱり何か具体的な特別の手立てを考えていかないとだめなんじゃないかなと、やっぱりああいふふうに宣言して全国、全世界にですね、斑鳩町は姿勢を示したわけですから、結果として全然できなかったということになりますとね、やっぱり問題あると思いますし、その辺については今後どう進めていこうとされているのか、ちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

環境対策
課長 可燃ごみにつきましては、委員もおっしゃいますように、年々減少しておるといところでございます。不燃ごみにつきましては、今現在、年々増加して、身寄りのない方等のごみの搬入も多くなってきております、そういった関係で増加しておりますが、今後は不燃ごみにつきましてはリユース、まだまだ使える物をごみとして出されたものにつきましては、職員で持ち込まれたごみをこちらでまだまだ使えるものはリユースしていくということで、リユース市等の開催、また常時展示ですね、衛生処理場におけます常時展示などについても進めてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 ゼロ・ウェイスト宣言につきましては、実施の方ですね、期限区切ってやっていると思いますんで、やっぱり逆算して計画立てて、目に見える形で成果出して、非常にしんどいのはしんどいんですけども、やっぱり言うた以上はやっていかんとあかんと思いますんで、その辺のところは担当を中心にしてお願いをしておきたいと思います。

あと、収集運搬許可制度の話ですね、3月に条例化をするということですけど、そもそもどういう制度なのかちょっと教えてもらえますか。

環境対策
課長 この事業系一般廃棄物の収集運搬許可制度といいますのは、廃棄物処理法の方に、自治体内から出る事業系の一般廃棄物、この処理の責任につきましては、その自治体はその処理の責任を負っておるといことでございます。

そのごみにつきましては、本来自治体が処理をするか、委託事業者によって処理をするという方法がございしますが、それができない場合は収集運搬許可業者、その自治体の許可を取った業者に収集運搬をさせることができるということで、廃棄物処理法で書かれており、現在斑鳩町の方では、事業者の方すべて町の施設へ事業者自らが搬入していただくといことでございますが、大型店舗等の町内の進出等で事業者の方から、できればそういった許可業者に収集運搬をお願いできないか、というそういったご要望もあることから、今までは自ら搬入していただいて

いたものを、そういった許可制度を用いて事業者によって持ち込みを行うという形で進めていきたいというふうに考えております。

木澤委員 要は、一般の家庭ごみと同じように町が業者に委託して事業所についても回収してもらおうという話なんですか、ちょっとよくわかりませんが、

委員長 委託とはちょっと違うんですけども、その業者に町の方に申請をされて、廃棄物収集運搬の町が許可をして、その業者がその事業者等のごみを取りに行き、町の施設へ搬入するという形になります。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時26分 休憩)

(午前9時28分 再開)

委員長 再開いたします。
他に質疑等ございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結いたします。
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、3. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)につきまして、住民生活部が所管する内容について、ご説明申し

あげます。

まず、歳入からご説明させていただきます。補正予算書の9ページをお願いいたします。

はじめに、第14款 国庫支出金、第1項 国庫負担金では、第1目 民生費国庫負担金の第2節 障害福祉費負担金で、身体障害者の補装具交付費と障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて290万2千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3項 国庫委託金では、第2目 民生費国庫委託金の第1節 社会福祉費委託金で、国民年金被保険者の出産前後の一定期間において、保険料を免除する制度が平成31年度から開始となり、そのシステム改修に係る費用に委託金が交付されることから、国民年金事務取扱交付金11万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 県支出金、第1項 県負担金では、第2目 民生費県負担金の第3節 障害福祉費負担金で、国庫負担金と同様の理由により、あわせて145万1千円の増額をお願いするものであります。

10ページをお開きいただけますでしょうか。第2項 県補助金では、第1目 民生費県補助金の第3節 障害福祉費補助金で、福祉医療費助成に係る県補助対象分の決算見込みにより、あわせて63万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。11ページにお移りいただけますでしょうか。

続きまして、歳出予算の補正についてであります。

本補正予算では、本年の人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動等による人件費の補正をそれぞれの費目において計上しております。人件費以外の、主な歳出の内容についてご説明いたします。16ページをお開きいただけますでしょうか。

第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第1目 社会福祉総務費、第28節 繰出金で、人件費補正に伴う国民健康保険事業特別会計への繰出金253万8千円の減額をお願いするものであります。

第2目 国民年金事務取扱費では、第13節 委託料で、歳入で申し

あげました国民年金制度改正等に伴うシステム変更業務委託料で37万8千円の増額をお願いするものであります。

第5目 医療対策費では、各種福祉医療費助成が当初見積りを上回ることから、第20節 扶助費で、あわせて200万円の増額をお願いするものであります。

第7目 障害福祉費では、第20節 扶助費で、歳入で申しあげました身体障害者の補装具交付費と障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることから、あわせて580万5千円の増額をお願いするものであります。

17ページにお移りいただきまして、第8目 ふれあい交流センターいきいきの里管理運営事業費では、第11節 需用費で換水回数の増加等により、光熱水費が当初見積りを上回ることから、256万4千円の増額をお願いするものであります。

第9目 介護保険事業繰出費では、第28節 繰出金で、人件費補正に伴う介護保険事業特別会計への繰出金174万6千円の増額をお願いするものであります。

第11目 後期高齢者医療費では、第19節 負担金補助及び交付金で、後期高齢者医療における平成29年度の療養給付費負担金の精算に伴う1,185万9千円の増額をお願いするものであります。

以上で、議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、住民生活部が所管する内容についての説明とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長 次に、(2) デザイン婚姻届について、理事者の報告を求めます。
関口住民課長。

住民課長 それでは、各課報告事項（２）デザイン婚姻届についてご報告させていただきます。

資料２をご覧くださいませでしょうか。

デザイン婚姻届につきまして、そのデザイン案が決まりましたのでご報告いたします。

デザイン婚姻届は、近年、婚姻届の余白部分にデザインを施した届書を作成する自治体が増えており、また、少子高齢化が進むなか、結婚を町全体で応援するという雰囲気の醸成や、地域の魅力発信により、転入・定住の促進をはかることを目的として、当町においても、オリジナルのデザイン婚姻届の作成をすすめてきたものであり、平成２９年５月に包括連携協定を締結いたしました大阪芸術大学の学生にそのデザイン作成の協力をいただきまして、このたびデザイン案が完成されたものであります。

デザインの内容といたしまして、斑鳩町の歴史、風景など斑鳩らしさが伝わるイラストを配したデザインといたしております。

配布の開始時期及び配布方法につきましては、平成３１年２月１日から、役場窓口とインターネットを利用して斑鳩町役場ホームページからのダウンロードによる方法を予定しており、広報等でその周知を行っていきたいと考えているところでございます。

以上、デザイン婚姻届についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。
木澤委員。

木澤委員 これ、大阪芸術大学の学生さんと連携によってということですけど、これに、つくってもらうこと自体には費用はかかってないんですか。

委員長 関口住民課長。

住民課長 費用はかかっておりません。

木澤委員　あと、ダウンロードで取れるということですけど、窓口でもこの形で配られるんですか。

住民課長　窓口では従来の形のタイプのものデザイン婚姻届の両方を選択してもらうことになります。

委員長　小村委員。

小村委員　確認なんですけど、これ予算計上はいくらですか。

住民課長　印刷代といたしまして、33,000円計上いたしております。

小村委員　そしたら今、木澤委員おっしゃっていたように、デザイン費はないということで。今回、大阪芸術大学というのも、こういう形で明記されているっていうのは、今後もやっぱり締結しているから大阪芸術大学とのこういったコラボレーションっていうんですかね、増やして行ってイベント等とかでもこの芸術大学、町が主導するイベントとかは芸術大学の皆さんがつくったものを使っていこうとか、そういったまちづくり政策課的なつながりっていうのも考えておられるんでしょうか。

委員長　乾副町長。

副町長　これは婚姻届の方のデザインということなんですけれども、観光の方で今、聖徳太子の絵本のデザインでありますとか、絵巻物パンフレットとかそういうのを芸術大学の学生さんのデザインを活用させていただいて進めておりますので、今後もそういう形で観光なり他の部分でも学生さんと、芸術大学と連携しながらやっていきたいなというふうな考えは持っております。

小村委員 三郷町見ていると、すごく大学と連携して、大学生が例えばイルミネーション手伝って、イルミネーション一緒につくって産官学の連携とかでやっているんで、ちょっと大阪にある大学なんで、そういったことは難しいのかもしれないですけど、いろんなイベントで芸術大学さんと町が入ったりして、こういったことを大学生に手伝っていただくとか、そういった連携もちょっと考えていただきたいと思いますので、要望させていただきます、以上です。

委員長 中川委員。

中川委員 婚姻届って、かれこれ35年前に1回出しただけやから覚えてないねんけど、書き入れて役場へ出すだけやな。これは手元にないやんなみな。

住民課長 提出していただいて、基本的には本人さんの手元には残らない形になります。

中川委員 斑鳩らしいとか、カラフルでええねんけど、書き入れてすぐに役場へ提出して手元がないものに、なんか意味あるのかな。

住民課長 提出してもらう前に、例えばの話なんですけれども、個人さんで写真を撮られるとか、コピーを取られるとかいうことで記念にということとは考えられるかと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(3)臨時職員(保育士)の賃金改定について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長

それでは各課報告事項（３）臨時職員（保育士）の賃金改定について、ご説明させていただきます。

通常ですと、臨時職員の賃金改定につきましては、総務常任委員会へ報告しているところですが、今回は保育士の賃金改定を行うことから、総務常任委員会への報告とあわせ、本委員会にも報告させていただくものでございます。

恐れ入りますが、資料３をご覧くださいませでしょうか。今回の改定につきましては、平成３０年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告及び奈良県の最低賃金額の改定内容を基礎として、本町臨時職員の賃金の額について改定するとともに、延長保育時間帯に保育業務を行う保育士の処遇改善のため、新たに延長保育士の賃金を設定するものであります。

改正内容は、（１）「賃金の額の改定」として、土木建築技術顧問、危機管理顧問、文化財活用センター長及び青少年悩み事相談員を除く臨時職員の賃金について、時間給で２０円、日給で１６０円、月給で３，２００円引き上げるものであります。

次に（２）「延長保育士の賃金の設定」として、平日午後５時から午後８時までの間の延長保育時間帯に保育業務を行う保育士の処遇改善のため、新たに延長保育士の賃金を設定するものであります。

延長保育士の賃金の額についてであります。表にございますように、４年制大学卒業程度の学力を有する延長保育士につきましては、時間給で１，３９０円、日給で１０，５２０円、月給で２１０，４００円とし、短大卒業程度の学力を有する延長保育士につきましては、時間給で１，２３０円、日給で９，２９０円、月給で１８５，８００円としております。また、施行期日につきましては、平成３１年４月１日施行を予定しております。

以上、臨時職員（保育士）の賃金改定についての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員 時間給で20円ということで、日給8時間平均という計算で一日160円、また月給の人は20日平均で、160円の20日で3,200円という計算になったのかなと思うけど、カレンダー見てたら月給の人、土曜、日曜省いても20日以上、平均したら21日ぐらいになんねけど、そういう計算にはならへんのかな。160円×20日とか。

総務部長 すみません。個々の月で言うとおっしゃる通りそういった20日超える日がございます。ただ、年間を通して祝日等を踏まえて見ますと、例えば来年度でしたら平日の日数が240日となっておりますので、それを12で割ると、1月が20日ということになりますので、それで計算をさせていただきました。

中川委員 240日というのはもう計算してくれてんの。いまずっとカレンダー見てたらだいたいしたら21日とか、多い月やったら22日。少ない時で19日なつとんの見てたら21日ぐらいあんのかなと思ってんけど、240日。

(「はい」との声あり)

中川委員 結構です。

木澤委員 こうしてきちっと賃金改定していただいているのものは評価させていただきたいと思うんです。延長保育士さんの、いま新たに賃金設定をしていただけてますけども、元々と比較をちょっとしたいんですけど、前のやつ教えてもらえますか。

福祉子ども課長 延長保育士自体がですね、資料3の裏面に表を載せておりますけれども、4年生大学を卒業の方の場合は、4年制大学を卒業程度の学力を有する保育士、と一番上の枠でして、月給、現在は191,400円、短

大卒業の方でしたら上から4つ目の、短大卒業程度の学力を有する保育士で、169,000円となっております。それが延長保育士の賃金改定によりまして、四大卒の方でしたら年間226,730円の増、短大卒の方でしたら195,160円の増額となります。

木澤委員 延長保育士さんは通常の保育士さんにプラスをしているという考え方になるかなと思うんですけど、基準っていうのか、どういう考え方で積算されたのか教えていただけますか。

福祉子ども課長 延長保育士につきましては全国的な保育士不足の中、現在、雇用の勤務時間が午前11時15分から午後8時という勤務形態で雇用しております。延長保育士の確保がまず困難な状況にあります。また、延長保育時間帯につきましては、延長保育士が中心となって保育を行っていただいておりますので、通常の保育時間帯よりも業務の負担が大きく処遇改善が必要であるということから今回改定を行ったものなんですけれども、この賃金の考え方なんですけれども、まず四年制大学の方でご説明させていただきますと、時間給ですね、1,270円の時間給を延長保育時間帯については一割増で算出しております。1,270円の一割増しで1,390円ですね。日給につきましては、延長の時間帯を3時間で算出しております。

木澤委員 そうして一割増しということで基準作っていただいて、保育士の確保にも有効だと思いますし、こうして斑鳩町が保育士さんの賃金をきちっとされてることで、近隣の参考にもなっているのかなというふうにも思いますので、この点は高く評価させていただきます。

委員長 小林委員。

小林委員 すみません、忘れてしまったんですけども、昨年地方自治法の改正で、任用制度の趣旨に沿わない部分が見られるということで処遇改善とか

地方自治法の改正で各自治体で処遇の改善ができるようになりましたけれども、それで改定した金額っていうのはですね、この臨時の延長職員さんでどれくらい改善しましたかね。僕が忘れていいのか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 今おっしゃっているのはたぶん会計年度任用職員の関係かなと思いますので、そちらは現在町の方で制度設計をさせていただいております、32年4月からの運用開始を予定しているところでございます。

小林委員 昨年いろいろ議論された中の趣旨背景に沿って、町の方も前向きな検討をしていただけるという、前向きな検討を。

総務部長 検討内容につきましては、今、例えば同一の職務でしたら、昇給等も含めて、今は継続して雇用してもぜんぜん変わりませんが、そういった昇給とかも含めても今現在検討させていただいているという状況でございます。

小林委員 関連してですけど、それは財政措置、国の方はどうなっているんですか。わかりますか。

総務部長 個々については特にはないですけども、ただまあ、それぞれ交付税の基準額に入ってくる部分もそれは当然、保育の関係だったらあるかと思えますけども、個々、個別に補助金等の関係とかつくっていうのは現在のところないということでございます。

委員長 濱委員。

濱委員 すみません、約8時間の労働の時間が延長保育っていう形で雇われている方が、11時15分から20時までと先ほどおっしゃいましたけど

も、それが雇用の分の時間なので、今までは1時間いくらっていうので8時間分払っていたけれども、一般の朝からお仕事されている同じ資格の方だったら、もしも時間5時を過ぎて仕事をしたとしたらそこは超勤扱いでしてたということですね。それで、超勤の扱いの場合は、1割でなくて、決まった率でしてますでしょ、1.25とかでしてますでしょ、そのことと、3時間だけでなく、延長保育士っていう方の臨時の方は賃金のこの改定があると、11時からこの単価でいくっていうことになるんですね。その辺ちょっと教えてほしいんですけども。

福祉子ども課長 この延長保育士の時間単価の適用につきましては、延長保育時間帯のみで5時から8時の間でもし雇用した場合はこの時間給を適用させていただきますが、基本的には月給で雇用しておりまして、今後例えば5時から8時の間だけ出勤できるというような雇用形態をとる場合はこの時間給を使っていきたいというふうに考えております。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時51分 休憩)

(午前9時53分 再開)

委員長 再開します。
他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、(4)ふれあい交流センターいきいきの里の浴場について、理事者の報告を求めます。 中尾福祉子ども課長。

福祉子ども課長 それでは、各課報告事項(4)ふれあい交流センターいきいきの里の浴場について、ご報告させていただきます。

ふれあい交流センターいきいきの里の浴場につきましては、本年8月に奈良県郡山保健所より、浴槽水の水質検査の結果、清掃の状況等につきまして立ち入り検査が行われ、レジオネラ症発生抑制対策として改善策の助言がありましたので、浴槽水の換水回数を週1回から2回に増加するなど、できる範囲内での対応を行ってきたところですが、11月に郡山保健所から、県条例の基準に準じ、より一層対策の強化に努めるよう指導がございました。このことから現在、男女ともに浴場を休止し、必要な対策を講じているところでございます。

具体的な対策についてでございますが、すべての給湯配管について洗浄と消毒を実施する。貯湯タンクの温度を常に60度以上に保つよう対策を講じる。といった内容でございます。これらにつきましては、来年度予算において対応する予定をしておりましたが、今回の指導を受け、給湯配管の洗浄と消毒を既に実施しており、これから貯湯タンクの温度を常に60度以上に保てるよう設備改修を行う予定をしております。

また、ふれあい交流センターにおきましては、毎月1回、営業時間中に水質検査を実施し、残留塩素濃度も毎日3回測定を行っており、これまでの水質検査におきまして、レジオネラ属菌は検出されたことはありませんが、11月の指導の際、休業期間中に保健所が浴槽水を採取し、検査された結果からは、レジオネラ属菌が検出されております。今回の保健所の検査につきましては、休業期間中でありまして、浴槽水の温度が下がり、残留塩素濃度もほとんどない状態で採水され検査を実施したため、レジオネラ属菌が検出されたものと思われれます。これまでも、営業時間中には、定期的な清掃、消毒と塩素管理を行っておりますが、今回の保健所による検査結果も踏まえ、さらなる衛生管理対策の強化を図ってまいりたいと考えております。このことから、ふれあい交流センターにつきましては、浴場の設置基準を定める「奈良県公衆浴場法施行条例」の改正前に建設された施設であり、増改築等を行うまでは適用されない規定ではありますが、「浴槽に、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、24時間以上完全に換水しないで使用している浴槽水は使用しない」、つまり毎

日、浴槽水を完全に換水しなければならないという規定につきまして、レジオネラ症発生抑制対策のためにも、再開時には毎日換水する、もしくは気泡発生装置を停止して使用する、このどちらかで運用されたいと保健所からも指導がございましたので、利用者みなさまの健康と安全を最優先し、再開後につきましては、男女ともに気泡発生装置及びジェット噴射装置を停止して運用してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後の予定でございますが、配管等設備の点検、貯湯タンクの設備改良等を行った後、保健所の確認を経て再開したいと考えており、利用者みなさまには、長期間にわたりご迷惑をおかけしておりますが、再開日が確定しました段階で町ホームページ等でお知らせさせていただきたいと考えております。

以上、ふれあい交流センターいきいきの里の浴場の利用休止についての報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

中川委員 保健所の検査は今初めて。毎年ずっとしてあるのかなあ。

福祉子ども課長 保健所が立ち入り検査に入られましたのは8月に初めて入られました、これまではございませんでした。

失礼いたしました。先ほどの答弁間違っておりました。10年前に一度入っておりますが、10年ぶりということでございます。

中川委員 それは保健所の決まりか何かがあったんか。10年前に入って今また入って、毎年入るといふねやったら分かんねけど、それは保健所の都合やから部長も分からへん。

福祉子ども課長 立ち入り検査につきましては県内の施設を順次実施しているというふうには聞いておまして、なぜ10年ぶりになったのかというところ

は不明なのでございますが、平成27年の3月に厚生労働省におきまして、循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアルというのが改正されておりまして、そういった対策の強化を図るために実施されているのではないかとこのように考えております。

中川委員 10年間経った時に、今年8月で10年目、なんやら、その菌の名前は覚えてないけど、なんとか菌が発生しているということやねんけど、何年前から発生してるか分からへんやんか、10年ぶりに来てるから。その菌っていうのは人の体には害はない菌なんか分かります。

福祉子ども課長 まず、レジオネラ属菌と呼ばれるものなんですけれども、これにつきましては毎月水質検査を実施しておりまして、営業時間中の浴槽水を採って毎月検査してるんですけれども、これまで開館以来その菌につきましては検出されたことはございません。今回、休業期間中に温度も非常に下がって、塩素を毎回投入することで菌というのを殺すことができるんですけれども、残留塩素の濃度も非常に低くなった状態で採水されたところから菌が検出されたということなんですけれども、レジオネラ症という症状を引き起こすといわれているものでして、細菌から起こる感染症です。循環式の浴槽水ですとか、お風呂だけでなくホテルのロビーの噴水とか、そういったレジオネラ菌というものを含んだ水が細かい水滴となって空気中を漂いまして、これを吸いこんだら感染するというふうに言われています。レジオネラ肺炎というものになるんですけれども、この肺炎になりますと高熱や呼吸困難などを引き起こして、急激に重症化し死亡例なども報告されているところでございます。

中川委員 住民さんでレジオネラ菌が原因で肺炎になったという人はいてないということですね。

福祉子ども課長 はい、その通りでございます。

中川委員 その1回発生した菌というのはすぐになくなるというのか、ずっとつ
いたまま残るといったことないのかな。

福祉子ど レジオネラ属菌というものは常在菌でして自然界のどこにでもいる
も課長 菌であります。それが増殖することによって人が吸い込んでしまったり
ということになりますので、増殖しないために塩素をきっちり、塩素濃
度を保って、プールでも同じですけれども、そういった浴場では塩素管
理をきっちりして塩素を入れることで菌を活性化させないということ
になります。

中川委員 一回発生しても、その塩素入れることでなくなってしまうという理解
でいいの。

福祉子ど はい、その通りでございます。

も課長

木澤委員 保健所さんの方で休館中に検査に来られてっていうのは、基準として
は、普通、営業してる時に問題がないかっていう検査に来はると思うん
ですけど、停めてる時に菌が湧いてて、いるやないかっていう指摘をさ
れるのは、それは基準としては適正なものなんですか、検査の。

福祉子ど 当町の場合は毎月検査をしております、直近でも11月20日に採
も課長 水の検査をしておりますので、その検査についての結果については、
もう保健所の方に検出されていないということは報告はしているんで
すけれども、念のためと言いますか、保健所としましても営業時間中は
塩素をきっちり管理しているのでこのように菌は出ていないけれども、
この管理を怠るとこういった形で菌が出ますよということを、私たち管
理している者に知ってもらおうという意味も込めてそういう時間帯に実
施されたということで保健所からもそのように指導を受けております。

木澤委員 今までも問題はなかったけども、今後さらに念入りにというんですか

ね、体制つくっていこうということで改善されていくということなんですけど、あと、先ほど言った気泡発生するのを止めてしまうということなんですけど、これは利用者さんの方からは何か声とかはあったんですか、別にないですか。

(「ない、菌が発生しやんように止めはるだけや」との声あり)

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時03分 休憩)

(午前10時06分 再開)

委員長 再開いたします。 小林委員。

小林委員 再開の目途っていうのは全くたっていないんですか。

福祉子ども課長 現在、貯湯タンクの設備改修につきまして業者と調整しているところ
でございまして具体的な再開日については決まっておられませんのでご
理解のほどよろしくお願いいたします。

濱委員 お風呂の他に、いろんな将棋や碁をしたりとかありますでしょ。だいたい利用者の方っていうのはお風呂とセットみたいなんで行ってはお風呂のいな、どうなってるのか、その辺を教えてほしい。つまり、お風呂が休みの時もある程度の利用者の方があるのかどうか、その辺はどうですか。

福祉子ども課長 カラオケのお部屋についてはお風呂のいま、休業期間中でも利用されている方はいらっしゃいますけれども、お風呂とセットで利用される方が多いのは事実でございます。

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはございませんか。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。

次に、4. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りいたします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。
中西町長。

町 長 (町長挨拶)

委員長 これをもって、厚生常任委員会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前10時08分 閉会)